

19/6/24 名古屋市議会経済水道委員会 午後前半分
(半自動文字起こしアプリによる文字起こし)

委員長 鈴木孝之 (減税・天白区) : ただいまから経済水道委員会を再開いたします。
まず初めに先ほどの休憩に入る団の取り扱いについてであります。的確な委員会運営上の手続きを踏まずに休憩を宣言いたしました。
この点について、委員長としてお詫びを申し上げます。
今後の委員会運営に当たりまして十分注意してまいります。
そしてこの場合、休憩前の渡辺委員のご発言に関しまして、当局より発言を求めておられますのでお許しいたします。伊藤課長。

伊藤課長 : はい。先ほどお示しをいたしました市長コメントにつきまして、改めて市長に確認して参りましたのでご報告申し上げます。
市長のコメントといたしましては、そして、私としては先ほど提出したコメントについて、現時点ではこれ以上申し上げることはありません。
お許しいただけるなら、ぜひ経済水道委員会へ出席し、私自らの発言の機会をいただきたいと存じます。
ということでございます。どうぞよろしく願いいたします。

渡辺義郎 (自民・北区) 委員長。

渡辺義郎 (自民・北区) : 今ですね答弁いただきましたのですが。そもそもそういったようなですね。コメントの意思表示があつたのだらうと
初めからそんなことは想像いたしておりましたのですが、気分が変わってですね。
田辺委員が言われるように前段やはりコメントの中で陳謝を入れられるのではないかって期待いたしました。なぜかと申し上げますと、すでに 2022 年 12 月には、これは 100% かっていいほどこれは復元が完成をしないと、こういうような見通しの中であります。
加えて、この機会に申し上げておきたいと思いますが。
平成 15 年の 8 月の 24 日のときにですね、市長さんが指示書を出されておりましたんですが、石垣の修復を後回しにして、木造天守閣を先に行え、全責任は私がとる。
そういうようなことを明言されておられました。それはおそらくですね皆様方もご承知はないかと思いますが、まず確認をとってますが、このことについては、当時言われたことを覚えておるでしょうね。おっしゃっていただきます。誰が答弁していただけますか。

委員長 鈴木孝之 (減税・天白区) : すいません。
渡辺委員 すいません。ちょっと一つ発言をさせていただきたいと思います。少し先ほどの

課長、伊藤課長からのお話の後にですね、お聞き及びのとおりであります。

なお市長からの出席の申し出につきましてはあらかじめ各会派の代表者において協議いたしました結果、木造天守の復元竣工期限に関するコメント内容が変わらない、現段階において、あえて出席をいただく必要はないという確認をいたしますのでご報告申し上げます。失礼しました。

佐治所長：ただいま渡辺委員からのご指定ございました市長からの指示書に手元にはございませんがその存在と内容については把握しているところでございます。

渡辺義郎（自民・北区）：4月の2日の新聞報道で2022年の12月までに、これができないできなければ私を含め切腹をすると明言されました。先般、たしか委員会でもですね。

江上委員も質問されておったと思いますが切腹するということの相当これはですね。発言は重いと思うんですが。

それについてはそういうもし仮に2022年の12月に出来なかつたら切腹をする。

当局側としては、非常にですね。

語弊があるかもしれませんがそれでもそれだけのことについてのこの見解はどうでしょうか。

松雄局長：江上先生の本会議での質問のなかでもお答えいたしましたように市長とすると相当強い激励だとそれぐらいの覚悟を持ってやれといったようなことだったと思います。私にも直接市長に呼ばれまして切腹ぐらいの覚悟でやれといった指示は私もいただいているところです。

渡辺義郎（自民・北区）：切腹する覚悟といった「切腹をする」といっても明言されたはずでございますが、切腹する覚悟でやれというふうに言われたんですか。切腹するといつて名言をされておったんですが、切腹する覚悟でやるとえらい違いですが、いずれにしても、2022年の12月にはできないことが判明したという。早々とですね。

話を聞いておりますというふうにこの問題もどうも竹中にかつげるような発言ばかりをしておみえになって自分はですね責任をとらないような感じを受けるも、これを僕はもつてのほかでないかなという感じがいたしますんで。

資料要求も出されましたので明後日ですね、又総括質疑ときに論議したいと思います。

私はそういったことの実態関係をですねちょっと明らかにしてですね質問を終わりたいと思います。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：江上委員。

江上博之（共産・中川区）：質問を順番にしていきたいと思います。

午前中とちょっと重複するところがあるかもしれませんが、関連にするには、ちょっと前後が違いますので、一つ一ついきたいと思います。まず最初に今回の議案の件であります。

解体許可は出ませんでした。ましてやですね木造復元の現状変更許可も見通しがなくなってきております。

19日の本会議で私、解体許可に対する文化庁の態度、まだわからないということで、市長がですね、精いっぱい努力するわと言う一言で質問の方は終わってしまいましたけれども、今日の段階はもうその段階ではありません。

改めてこれ以上税金投入となるような3億1700万、これだけこれかけて木材の保管庫を作ろうということですけども、この議案について、撤回なり取り下げるべきだと考えますがいかがですか。

荒井主幹：すいません説明が重複するかもしれませんが、木材の調達っていうのがしてありまして、それにあわせて、その契約の中身で、保管期間っていうのは見込んでおります。それにあわせて保管庫を設置するというので、いずれ必要になる保管庫ということでもありますので、その施設を利用して保管するというので、今回上程させていただいております。

江上博之（共産・中川区）：この問題昨年の6月議会に木材の契約を行ったことが発端です。私自身、日本共産党市議団自身がですね、市民合意もない、ましてや解体許可ももちろんのことですけども、その時はありませんでしたけれども、木造復元の現状変更許可の見通しもない、そういう中で、木材契約すること自体問題だったわけです。

そういう点ではですね、先ほどもありましたけど、傷は浅いうちに直す。

そういう点からいっても撤回を求めておきたいと思います。

それですね、木材の購入の問題をちょっと聞きたいんですけども、昨年94億5540万、先ほど午前中には容積といいますか、それとの比較でしていただいたと思いますけれども、これ確か木材は全体で203億ぐらい買うんじゃないかと。

そのうちに94億5540万契約をされたと思いますけれども、契約をした結果、現時点までに購入している金額、実際はどこまでいってるんでしょうか。

荒井主幹：昨年度末の段階でですね、竹中工務店に支払いをしてるおります金額は約22億でございます。

江上博之（共産・中川区）：22億これも払っちゃってるわけですけども、もう現時点でですね止めることこそ必要だとそういう点ではですね購入の中止自体も私は求めておきたい

と思いますけれども、これについてはどう考えですか。

新井主幹：昨年の 7 月契約をいたしまして、それ以降竹中工務店の方で調達していただいているという状況です。今回木材の調達というものにつきましては、竹中工務店と名古屋市がまず契約をして。その竹中工務店の協力会社としまして、木材の取扱業者、場所ではそれよりまださらに、下の協力会社というのがありますが、そこでの契約というのはもうすでに済んでおまして順次調達を進めているという状況でございます。一つは、この木がですね午前中の説明でもさせていただきましたが、非常に希少な木であるということで、今回 7 月に契約させていただいてるところもありますので、技術提案の工程に沿った形で契約しないと、手に入らなくなるという説明を繰り返しになって申し訳ありませんけど、そういう状態でございますので、今この時点で、仮に木材の調達を止めるということ、名古屋市側から竹中の方に指示するということは、それ以降ですね、また再び集めようというときにも、かなり支障になるということもありまして、この事業自身ですね、どうなるかっていう心配もございまして、調達を止めるということは現在は我々は考えておりません。申し訳ございません。

江上博之（共産・中川区）：2022 年 12 月。この協定書の期限ですね。

これができないことがはっきりしているわけですから、そういう点ではそれ以上のことをね、やって税金のむだ遣いはここで止めると、これはもう今市長として名古屋市としてできる最善の策だということ、ここだけについては申し上げておきたいと思います。

それで、ようは具体的にはですね、問題は解体許可あるいは今後の復元、それについての現状変更許可私どももだいたいことの問題は一緒だと思っています。

続いて、要はみなさんは技術的工学的な判断から言えば、石垣に対する影響は軽微だと解体にしてもあるいは木造復元するにしても軽微だ。

それに対して石垣部会、有識者の方はどう言ってるかといえばですね。

天守台の北側のハラミの問題でいえば空洞があるとかあるいは栗石が、栗石ですね栗石がずれているのではないかとか、あるいは東側の石垣で言えば、ちょうど私達が入っていくときによく見えるところで赤くなってる場所ですけども。

こういうところが戦災でボロボロが目立つという。

こういうことで保存状態が大変悪いんだからこれ直せという。

天守台の全体を整備することがまず大事だというふうに示されました。

要は技術的工学的っていうのはどういう意味かと。

私なりに考えるのは、要は現天守というのは、石垣が支えているわけではありません。

中にあるケーソンが支えている。

だから天守台そのものは石垣が支えてるわけじゃないから石垣には影響ないんだと言う元々建築、建物の方の考え方から技術的工学的という判断があるんじゃないかと。

そういうふうには理解できますけれども、技術的工学的な解析という。
これをもう少しわかりやすく説明していただきたいと思いますがどうでしょうか。

蜂矢主幹：ただいまご質問いただきました技術的工学的な解析についてですが、今回解体に伴いまして、大規模な構台それから栈橋、それから解体に必要な用重機等の重量物が遺構の上に乗ることになります。これら全ての重さが全て地面にかかるというもしくは石垣にかかるということですから、その荷重の影響が史跡に及ぼすことについて、どの程度の影響が出るのかっていうのはまず工学的な解析を行っております。

でそのまま載せた場合に、当然遺構にそのままの荷重がかかるものですから、竹中工務店の提案の中では、何らかの処置をしてこの荷重を分散するような形で遺構への影響を極力小さくするというようなことを検討しております。

その一つの手法としては内堀方向によって内堀を全て埋めることで、そこに載せる用重機もしくは構台の荷重が直接石垣やら、堀底にかかるのではなく、それを介して荷重がかかることで分散をされることで石垣に対する影響が小さくなると、これらを工学的に解析を行って検討しているということです。

それによって変形がある程度小さいということがわかりましたので、私どもといたしましては、影響が少ないという、ではないかというふうに対応していくということでございます。

江上博之（共産・中川区）：ようは技術的工学的な解析というのは、石垣に対して、力が加わるかどうか。そのことを言ってるそういう視点だと思うんです。

石垣部会の方が考古学的に石垣について考えていることは、重量がかかるとかそういうこととは別問題として、もう形そのものが古くなって大変だ、ひび割れもひどい焼けて大変だ、石垣一つ一つをどういうふうにするか、保存し修復していくかという視点であって、荷重がかかるとかかからんとかっていう問題で認識が一致していると私には思えないんです。

要は、名古屋市側と石垣部会の方の意見が認識が一致してしないという言い方をされるけれども、そもそも視点が違うわけですよ。

視点が違うものが認識が一致するか一致してしないという問題じゃなくて、それぞれ別々に解決していかなくちゃいけない問題。私にはそういう理解があるんです。

ですから考古学的なことがとら当然やらなくちゃいけない。

技術的工学的にそれがいいか悪いかとは別問題としてやらなくちゃいけない仕事だというふうには私には思いますがそういう理解じゃないですか。

村木副所長：石垣部会の方からご指摘いただいておりますのは、まず現在の石垣の状況を的確に把握しなさいと。まだ名古屋市の調査といたしましては、その状況把握ができてい

ないのではないかというようなご指摘をいただいていると理解しております。

その状況把握した上で、その状況の上で工学的な検討、構造的な検討しなさい、するべきであるというのが石垣部会の方のご指摘というふうに理解しております。

私どもといたしましては、名古屋市の計画しておいた調査といたしましては昨年度末までにある程度終えることができましたので、そこまでやった現況調査と工学的な判断を総合して、今回の現状変更許可を申請したということになるんですけれども、その私どもが行ったその現況把握の調査と現在の文化財的な調査のところはまだまだ不足であるといふと言われてるところが認識が一致していないというふうに理解しております。

江上博之（共産・中川区）：市の認識と石垣部の認識を私は認識をそもそも視点が違うということをお願いしたけれども、石垣部会は荷重がかかるとかかからんという前に、石垣そのものが危ないと言ってるわけですよ。

だからそれを保全修復すると、何も石垣部会は木造復元をやるとか、解体をやるとか、そのことの前にやるべきことであってその解体やるとか、木造あるいは復元やるとか、そんなことは私は一切行ってないと思うんです。

なるべくそのことを石垣部会がものをいうところじゃないんですよ。

石垣をどう守るか、どう修復してきちっとこれからも特別史跡としてなるかどうか、そのことの判断をしてみえるわけでしょ。

そういう理解であれば当然そのことをまずやるのが当たり前だと思いますが、私の理解がおかしいですか。

村木副所長：私どもといたしましては現在まで行った名古屋市が行った調査を踏まえまして、構造的な解析をしましたところ、今の時点で早急に石垣を積み替えるとかそういった措置をする。そういう判断はしておりませんで経過を観察していきましょうというような判断をしております、名古屋市といたしましては、石垣をごめんなさい。

天守閣の木造復元を先にやって石垣は後にやるというような、大きな計画がございますので、その枠の中で考えていくということだと考えております。

江上博之（共産・中川区）：石垣部会のことは工学的に石垣を早く直しなさいと。

今回解体の工事とか復元の工事でどういう影響があるかなんてことは言ってないわけですよ。何が起きるか分からないから、早く治しなさいと言ってるだけであって、そこに何か両者から入りまじってね、セットでなんかやっていかにも認識の違いがあるかのように言ってるんだけども。

私から見れば当然のことながら文化財保護の観点から言えばね、石垣をまず保存し、修復する当然のことながら北側のハラミを直すことは当然でしょうけれども、戦災で燃えたところの部分、それ以外のところのいくつかのところがあると言われてるんですから、それ

をまずやると。

そのために時間がどれだけかかるかわからないということだと思います。

それで、今回引き続き第三専門調査会において審議する必要があると市長コメントに出ておりますけれども、これ何を審議する必要があるんですか。

村木副所長：私、現状変更許可申請で出しましたところ、何か確認事項というのをいただいたというところは、以前にご説明させていただいておると思いますけれども、それに対する回答書というのが私ども改めて提出いたしましたので、その回答書の内容についてご審議いただくのではないかとというふうに考えております。

江上博之（共産・中川区）：ですから結局、今度のときに文化庁の審議、どんな中身かということがどこまで出るかっていうことがありましたけれどもね。

どここう言ったって今現時点で、ここで今私が申し上げたようなところがね、一番の基本だと思いますよ。そういったそういう点ではそのことを整理して出さない申請しない名古屋市側に私は責任があると思うんですよ。

今文化庁に何か下駄を預けたような形で文化庁が判断することをなんか待ってて、文化庁がだめでしたから名古屋市やめましたとか、そんな言い方をしてみるけども。

そもそも申請に値する書類を提出してないんですよ。

私に言わせれば、考古学的と工学技術的なことは別問題。

そのことはお分かりになった上で僕はあの回答してみると思うけれども、そんなものです。ある意味では初歩的なところだと私は思っております。

そういう点では審議する中身だいたい私のめどがつくんじゃないかということを思います。

それでですね、今回結局解体許可は出ませんでした。

前回というか以前からそれで 6 月議会中に補正予算を組んで、そして 7 月からというこれによって 7 ヶ月、工期は短くなって大変だけれどもやるとなにかしてやると言ってみえたけども、こういう 6 月議会中に解体のための補正予算はもうこれで出せないという、こういう理解でよろしいですね。

新井主幹：そのとおりでございます。

江上博之（共産・中川区）：そうしますとね 2022 年完成のスケジュールは皆さんが言ってきたスケジュールですよ。皆さんが言ってきたスケジュールはもうこれできなくなるということのうに私理解しますが、どうですか。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：だれが答弁されますか。

松雄局長：江上議員のこを受けまして 6 月に解体の補正額調出すと申し上げてましたけど、やはりまだ許可が出てないものです。やはり出せないということも含めまして、市長に申し上げまして、私も非常にスケジュール的に厳しいと。いうのを、今議員が御指摘いただいたこともございまして市長に上げたということでございます。

江上博之（共産・中川区）：そうするとね、これから私は文化庁の審議がどういうふうになるかわかりませんが、1ヶ月単位でことが起きてくるでしょう。

だけど6月議会の次は9月議会ですよ。9月議会ということは3ヶ月あります。

そうすると9月議会にもし出せたとしても3ヶ月以上延びるわけですね。

そうすると皆さんが2022年12月に間に合わせるために7ヶ月工期が短縮するっていうのをですね10ヶ月言ってみればでは労働条件をですねむちゃくちゃにしてやるということと言われていて私には同じように言ってみて感じるんです。

そういうことじゃないですか。それしかないでしょうことですか。

佐治所長：そういう状況も含めてですね大変厳しいというふうに先ほどから申し上げているところでございます。

江上博之（共産・中川区）：厳しいんじゃないくてできないということをはっきりしないと何が起きるかということに次に移っていきたくと思います。

基本協定書が出ております。この基本協定書は2年前ですかね。

2年前の5月10日に結ばれ、5月9日に2年前の5月9日に結ばれたと思います。

この中で第4条で天守閣の完成期限は平成34年、2022年12月31日となっています。

そして事業期間の遵守というのがあります。

これについては発注者が延期するという場合については書かれてないんですね。

ですけれども、今回の場合は発注者の理由ですよこれは。少なくとも優先交渉権者の理由ではない。

発注者の事由の場合であれば、第18条で発注者に責めを責めに帰すべき事由で中止になった場合には、中止というのは2022年12月31日ができないということを言っているわけですが、その場合は相手方に損害賠償請求をすることができるかと書いてあります。

そういう点では、現時点でできないならできないではっきりしないと損害賠償が起きますし、これは延びれば延びるほど、損害賠償額が、私は増えていくというふうに理解しますがそういう理解で協定書を読むんじゃないですか。どうですか。

蜂矢主幹：委員ご指摘のとおり、本事業が発注者また優先交渉権者の責めに帰す事由で中止になった場合その相手方は損害賠償の請求はできるということが明記はされております。ただし22条のところですね、協定内容の変更ということも書かれておまして、竹中工

務店と名古屋市の方で協議が行えば、協議を行うことでお互いに同意が取れば、この協定内容についてはですね、変更が可能だというふうに考えております。

江上博之（共産・中川区）：言われると思いました。

そこは想定内なんですけども、22条に確かに本基本協定に規定する各事項は書面によって同意があればできるというふうに読めます。

問題は、これ技術提案交渉方式で公募をしてやったものですよ。

以前はこれ2020年7月でした。それが2022年12月になりました。

そのときいろいろありました予算計上しながら、日付も書いてあるんだどうだこうでありましたけれども、少なくともそのときには基本協定書が結ばれて、基本協定書は結ばれてませんでした。

そういう意味では、だけど今回の2022年12月31日はもう基本協定書まで結んでるんですよ。そうすると技術提案交渉方式で公募して、そのときも2020年4月で僕は疑義があると思いますけどね。

2022年に延ばしたのは、例えば基本協定書に2022年と書いてあるものを伸ばすことがこの22条で両者が合意すればできるというふうに読んでいいのかどうかには私は疑問を持っているんですけど、いかがですか。

蜂矢主幹：基本協定の22条の件につきましては協定内容の変更として、本基本協定に規定する各事項は発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することができないと規定されております。

したがって、基本的に名古屋市と竹中工務店との間で基本協定の変更について同意ができれば基本協定は有効であるというふうに考えております。

また、この基本協定は公募型プロポーザルを経て、優先交渉権者として選ばれた竹中工務店と締結しているものでございますので、基本協定の締結前提となる公募型プロポーザルの有効性というものが失われ、失われなければ、基本協定は基本的に有効であると。

いうふうに考えております。

江上博之（共産・中川区）：ですから私は技術提案補償方式の公募プロポーザルそのものがね、期限を区切って公募してるわけですから、それそのものがもう破綻してるとはなにかと。そういう点で私は法的にそれをきちっと解釈資料としてね出していただきたいと思うんです。

いや弁護士なり何か法的な判断を単に僕は例えば憲法でも憲法の例いいますけれどもね。

何でも変えられるってわけじゃないわけですよ。

単に例えば国民主権だったら国民主権の条項は勝手に変えることはできません。

基本的な事項ですから。私は期限というものがこの協定書でも基本的な事項だと思ってい

るから、そもそも変える対象にならないと思うんです。

しかし、皆さんは同じようなもんですと条文は一緒だから、期限だって変える金額だって変えられる金額だって 505 億円、これは税抜きで書いてあるから 400 何ぼなくて書いてありますけれども、505 億円だって双方がやればできる、そんなことではないはずなんです。自然とかあるいは金額というものは基本的事項でこれは変える対象にはならないと私は理解しますからそういう点で法的な考え方ね。私みたいな考え方がいいのかどうかも含めてしまう資料でお願いをしたいと思いますがどうですか。

蜂矢主幹：ご用意させていただきます。

江上博之（共産・中川区）：その次にですね、解体申請が受理された上でいろいろ取りましますけれども今回異例だ異例だと言ってみるんだけど。

昨年 7 月と今回と私は決定的に違いがあると思っています。

昨年の現状変更許可っていうのが、木造復元で復元検討委員会というものが存在していました。

直接文化審議会にかけるのではなくて、復元検討委員会にまず資料等を出して復元検討委員会がここまでくれば申請してくださいよという話だったと思います。

昨年の段階はもうここまでも来ていないと、申請段階も来てないから、断念しますという理由で 10 月やめたと思います。今回は解体だけなんです。

解体は復元検討委員会という、だいたい復元検討のための委員会ですから、解体することだけの検討するということじゃありませんからね復元検討委員会かからない。

だから文化審議会に直接行く、でその材料はですね必要な書類さえ整っていれば逆に文化審議会は受理せざるを得ない。

中身がいいか悪いかっていうことじゃなくて受理せざるをえない。

それをいかにも受理されたことがですね、今まで例がない受理をされるはもう諮問をして、全部それは許可になるというそういう言い方をされてきたけどそこは僕は大きな誤りがある、あるいは誤解を生むような発言があったと思いますが、そういう理解で私はいるんだけどどうですか。

村木副所長：はい。私どもといたしましては現状変更許可申請提出いたしまして、その上でご審議をいただくという前提で考えておりますので、その結果については私どもとしてはやるべきことはやったというところではございますけれども、ご審議の結果を待つというのが私の立場だと考えております。

江上博之（共産・中川区）：余り同じことをずっと言い続けるとね、損害賠償額は僕が増えていくと思ってっから、もういい加減にしていけないといけないということだけ言ってお

きたいんですけども。とにかく 2022 年無理なんですよ。

はっきりどう見たって、皆さんが言ってきた理屈からいって無理なんだもの 6 月に補正予算等してやると言ってきたんだもの。

それが出せないと言ってるんだか皆さん。できないわけですよ、できないはできないの上でどうするかということをしちっとすべきだということをおきたいと思います。

もう一つ、きょう議論して気になって気になってしょうがないのが耐震性の問題です。やはり耐震性が低いからとにかくやんなあかんのだと、こういうことを言われますけれども、確認をしますけれども、名古屋市が名古屋城天守閣の耐震性が弱いとありますけど、言うことを言われたのは阪神淡路大震災があった 1995 年以降、調査をされて、97 年の段階、今からいえば、22 年前にもう天守閣は耐震性が弱いと阪神淡路大震災クラスであれば、これはもう倒壊すると。あるいは、危ない状況にあるということは承知して見えたはずなんですがいかがですか。

蜂矢主幹：現天守閣の耐震性につきまして、初めて耐震診断結果を公表させていただきましたのは平成 13 年でございます。

その後平成 22 年に再度、名古屋城の天守閣の耐震対策について調査結果をご報告させていただいて、公表させていただいておましてそのときの IS 値が 0.14 ということになっております。

江上博之（共産・中川区）：そうすると、97 年というのは平成 9 年なんですけど、平成 9 年の段階で何らかの発表をしてみませんか。

蜂谷主幹：平成 8 年に歴史的建造物の耐震診断方法に関する調査研究として大天守の耐震性能は自身の進路及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高いという評価をいただいております。このときには Is 値その他 CTS といういわゆる耐震性の指標については公表はしておりません。

江上博之（共産・中川区）：指標が公表されていないからといってないと平成 13 年度と私が言いたい日より、4 年後になるわけですけども、現に今、平成 8 年と言われたけれども、私より 9 年より 1 年前なんだけども危ないってことをね、数値が明確じゃないかもしれないと危ないということをおっしゃるわけですよ。

要はもう 23、22 年 23 年前から危ないと言ってるわけないと加えて河村市長になってから 2010 年、2011 年の段階で IS 値が 0.14 と言われた。

それだけのことを言われたのに 2015 年。ちょうど 9 月議会で技術提案交渉方式でやりたいという。こういうことを市長が初めて議会の場でね予算について、要は検討調査したいとか、そういうことで 2015 年の 9 月議会で言われたと思います。

そのときには、そんな耐震の問題なんか一言も言われてませんよ。
耐震性耐震性って今何か一生懸命言われるけれども、その時は全く言われてない私にはそ
ういうふうに議案説明読みましたけれども、どうですか。
これは何度も私聞いているからね。調べるなら後で結構ですよ。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：どなたがお答えされますか。

蜂谷主幹：確認させていただいてご答弁させていただきます。

江上博之（共産・中川区）：要はですね耐震性がないというのも 22 年 23 年前からいってて
名古屋市は現天守の耐震化をしましょうというそういうことをずうっと計画でいつてきた
わけですよ。やらなかった名古屋市に責任があるわけですよ。
それは現天守の耐震化で十分やってくれるという。
ましてや 2011 年の段階で出たものには耐震基準を満たすようにするには 29 億で済みます
とわざわざ金額まで出した診断書を出したんじゃないですか。名古屋市はどうですか。

蜂谷主幹：委員ご指摘のとおりでございます。

江上博之（共産・中川区）：ですからねえ、耐震性が低いこと低いことを直さなくてはいけ
ないことは私はよくわかりますよ。
だけどそれをほかっておいたのは名古屋市自らの責任であって、まず現天守の耐震化、よ
くわかるこれも含めて、検討し直すというそういうことが今直ちに求められてることじゃ
ないですか。
私の立場は共産党の立場は現天守の耐震化、老朽化補強をしてもっと魅力あるものにしろ
という考えですけども、それは市民の皆さんからいうとそれも含めて、木造化に賛成の
方は現に見ることは事実です。期限を切ってという方は少数です。
しかし木造化っていう方はそれなりに見えます。現天守の耐震化という方も見ます。
そういう方の声も含めてですね、議論をすることが今必要だと思います。
そういう姿勢こそ今求められていると思いますが、そういう姿勢には検討もされてませ
んか。

佐治所長：耐震化の検討の件で御質問いただきました。市としてですね、木製復元とする
方針を示して、今そちらの方向で動いておりますので、現段階では耐震性、耐震化の検討
ということにつきましては行っているところでございます。

江上博之（共産・中川区）：今日のところは、今木造化の方向に流れておりますがと言われ

たけれども、市民合意ありません。

もしそれから文化庁も現在の事態時点で一番大事な石垣の保全修復だと言ってるんです。それをやらない限りは次の話には行けないんです。日本の文化行政はそんなにチャチなものじゃありません。

観光観光と言ってみるけど、文化財の保全がきちんとされてこそ観光ができるんです。そんないい加減な危ないものをね、見せてはいけませんよ。

しっかりするべきです。そういうことを今日のところは申し上げておきます。以上です

余語さやか（減税・緑区）：すいません。先ほど関連質問で入れたらよかったかもしれないんですけど先ほど江上委員の質問の中でも市側と石垣部会との認識が一致していないというようなお話があったかと思うんですけども、朝からずっと審議というか議論があったように、石垣の保全はもちろん大切であると。その上で天守閣がその観光の拠点としても大切であるとこれをどう両立していくかという話かなと思うんですけども、文化庁からもその石垣に与える影響が課題であるというようなご指摘もある中で、減税日本名古屋としてもずっと石垣部会と天守各部会との丁寧なコミュニケーションを図ってくださいということはお要望させていただいてるかと思うんですけども。

そういった中で竹中さんも、当然石垣の保全については考えていただいて。

いて、まずは石垣にあまり影響を与えないようにという天守を作ってその後 9 年かけて、石垣の保全を行っていくというのが簡単に言うと竹中さんのご意見かなと思うんですけども、それに対して石垣部会さんは石垣の保全が一番重要であると。

ただ石垣部会さんの中でもまあ様々な意見が出ているという理解をしていますけれどもそれで合っていますでしょうか。

村木副所長：石垣部会の構成員の先生からは、各種多様な意見いただいております。

力点の置き方といいますか、どこに重点を置いているかというところでそれぞれ違っているのかなというふうに思っております。

余語さやか（減税・緑区）：はい。ありがとうございます。

結局竹中さんの案と石垣部会さんのご意見等、またそれに対する文化庁のご指摘等もあるかと思うんですけども、どこの部分がずれていてというのがいまいちょっとわかりづらい部分があるので、資料をお願いしたいなと思うんですけどもその竹中さんの案、石垣の保全に関する竹中さんの案と、またそれに対する石垣部会さんの案といいますか、意見が分かれているところも含めて石垣部会さんのお考え、対する文化庁のご指摘、これはできる範囲で構いませんけれどもこれがちょっと対比してわかりやすいようなものをまとめていただきたいなと思うんですけどもお願いできますでしょうか。

村木副所長：委員ご指摘の文化庁さんのご意見というのがはなかなか今お示しできないところがございませけれども、できる範囲で出ささせていただきたいのと、それから竹中工務店さんの案といたしますかそのまま名古屋市の案ということになりますので、私どもが考えた竹中さんと一緒に考えておられると石垣部会の先生の間違いというところをお示しさせていただきこうかなあとと思います。

蜂矢主幹：誤解があるようですのでご説明させていただきますけども天守をまず竣工させて、天守竣工後 9 年かけて石垣を補修するというのは竹中工務店の案ではなくって、我々が公募型プロポーザルを行ったときの実施説明書で名古屋市がそういう計画を求めたというものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

うかい春美（民主・中村区）：先ほどの市長コメントの中に出ておりましたけれども、最初の段落ですね。

天守閣木造復元の 2022 年 12 月の竣工は極めて厳しいと認識しているが、市民からの期待も大きく、文化庁から丁寧かつ速やかに結論をというふうな書いてあります。

市長はいつも民意、民意とね。おっしゃってますね。

たくさんの公約ある中で、勝ってくれば当選すれば、それが民意だといってその中のたくさんのうちの一つの例えばこの木造天守閣のことも民意だからと。他のことの言葉にはしませんがありますね。減税さんもよくおっしゃいます。こないだの、提案されたところでも民意、人数たくさん増えました民意ということもおっしゃってます。

ここにある市民からの期待も大きく、というのは、上にかかって木造大天守閣木造復元の 2022 年 12 月の竣工は市民からの期待も大きくというふうに読み取れますね。

つまり、2022 年 12 月に竣工してくださいと市民は言っておりますとそれが民意ですって言うんですがちょっと私の記憶、そして、また江上委員もおっしゃいましたけれども、この期日をきっての竣工、復元完成はそれほど多くなかったと思っております。ちょっと数字を持っておりませんが、資料としてですね、先ほど申しましたようなアンケートをとるという点でも関係しますので、あの時には 2 万人アンケートと、そして、市民へのタウンミーティングことをされましたから、市民からの期待も大きくというその部分のところの根拠が示せるものをだしてください。いかがですか

蜂矢主幹：2 万人アンケートの結果をまとめてご報告させていただきたいと思います。

うかい春美（民主・中村区）：それから市民の説明会をしたときの反応とかもなんか出していたように覚えておりますけどなかったですか。なかったらいいですけど、アンケートで。アンケートしかないですね。

服部主幹：タウンミーティング等若しくはその市民説明会をやっております。そちらのご意見なりアンケートなりで主なものをまとめて提出させていただきたいと思っております。

副委員長 塚本つよし（民主・中区）：何しろ要求と浅井先生が先ほど資料要求したところと少し重なるところでちょっと前提ってそんなんですけれども。今回解体に係る現状変更許可申請の許可申請の内容で栈橋に係る現状変更許可申請と構台に係る現状変更許可申請も同時に申請をされていたということの確認なんですけど間違いはないですか。

蜂矢主幹今回文化庁へ提出しております。現状変更許可申請につきましては、現天守閣の解体の現状変更許可申請でございますので、それに必要な、栈橋、構台、内堀保護をはじめとする仮設も含めた全ての内容を申請をしております。

副委員長 塚本つよし（民主・中区）：先ほど当局から今回の解体申請と補正予算今回の補正予算は切り離して申請をされているということと疑問がありまして、竹中工務店の提案書の内容を見てると、栈橋と構台と今回の補正予算の木材保管庫というのは機能的に一体なものとして、工事が進んでいく内容として書かれています。で全体の見取り図に今回の浅井先生が先ほど保管庫の図面の資料要求があったと思うんですが、そこに合わせて栈橋と構台を標高 26.5 メーターになる構台のところもあわせて、資料を作っていたきたいのと、今回の補正予算がどこまでを作る。補正予算なのかというところがわかるように資料を作っていたきたいんですが可能でしょうか。

荒井主幹：ご用意させていただきます。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：他に、他にないようであります。

中川貴元（自民・東区）：今までちょっと我々、私も私の思いをずっとお話をしていましたのでね今度は逆に、皆さんのお考えをお尋ねしたいですけど。解体先行の中で、しかも文化庁から今回こういう結論がでた。しかしながらその上で、しかもまだなお、皆さんは議会に保管庫を認めようと、認めてくれと。こういうことなのか。あるいはこの議案を提出されるときは、文化庁のことも結論が出る前でしたからね、出されたのかもしれない。21 日の結論を聞いてねそれでもなお、議会に保管庫を認めてくれ、あるいは保管庫を先に作るべきだと。こうお考えであるのかどうなのか。

その論拠。お聞かせいただきたい。

荒井主幹：繰り返しの説明になってるところありましてもうしわけありませんが。現在契約をしております。木材の契約におきまして、木材の保管料というのが含んでおりますそれが来年 6 月に切れるということになります。ということで予定としているましては、来年 7 月以降木材の保管場所っていうのはやはり確保しなきゃいけないということとでございませ今回補正予算で上げさせていただいております。

僕は保管庫であります、この保管庫がですね、つくれないということになりますと現在竹内工務店が保管している木材というものを一つの方法としてはそのまま保管をし続けるというようなことがございまして、それは、ある意味保管料として見込んでいた。

この契約の中でですね、保管料が追加。うことになっております。

その金額としましては来年 6 月までということで、本会議でも、昨年度答弁させていただいておりますが、最大で年間 1 億円と、いうこととなっております今回継続審議ということで工程の見直し、ということも含めて工程のことを考え、検討しなきゃいけないというところとでございまして、今回追加負担ということが発生するということに対しましては竹中工務店の責めの事由そういったものにあるということがやはり言い切れないところがございまして、そう考えますと、やはり市が負担しなきゃいけないところも出てくるという。

いうことがございましてという意味できまして、できるだけその負担額を減らすということは、やはり我々としては無駄な支出を抑えなきゃいけないということで考えておりますので、木材保管庫はですね、もともと将来的には木材、加工場あるいは保管庫ということでそれら一体として合わせた機能として使うという予定で考えておりますが、その加工場として使うまでの間はですね。

保管をするということが出来ますので、保管をする場所を確保するという事で一定の保管場所を確保する、それによってですね先ほど説明させていただいた、年間 1 億円という保管料ですね。できるだけ減らすという我々としては今解体の許可の見通しがっていうことを当然あると思うんですけど、できるだけその支出を減らしたいという思いもありまして、その工夫の一つとしてそういったことをやるということで、できるだけ保管料の軽減を図りたいというふうに思っているところでございます。

中川貴元（自民・東区）：最後の末尾だけ取るそれが結論で支出を減らしていきたい。

そういうことだね。うん。だけれども、例えばね、先ほど来議論をさせていただいてます。

けども解体のめども立たない。なおかつまして着工のめどもっとたたない。

それは 5 年後なのか 10 年後なのかそれさえもわからない。そういう中で、名城公園の南側ですか。ここにね保管庫をめども立たない 5 年 10 年かわからない。

ここにしかしながらそこに 10 年もね、15 年もなるかもしれないですよ。

そこに保管庫を名城公園の南側に置き続けることが妥当だとお考えですか。

新井主幹：委員おっしゃるとおり、長期間にわたって名城公園の中に見通しが無いという
ようなものでずっと置き続けるというのはやはり市民サービスの低下に繋がるとございま
すので、できるだけその期間は短くするという事で我々はやっていきたいというふうに
われわれは考えていきたいと思っております。

中川貴元（自民・東区）：それは短くするかどうかっていうのは皆さんの努力もあるかもし
れないけれども、努力というものは、あくまでもその石垣の保全というところの科学的な
論拠であったりあるいは学問的な見地であったり、そういったところを担保した上で、解
体の申請のみならず、着工の申請をし、そしてそれがね認められたときに初めて皆さんの
努力は努力として実ったと。こういうことになると思うんだね。

しかしながら今、現状というのは、その順序が違うのではないかと。解体ありきでものが
進んでいる。しかしながら文化庁としてはそれは決して解体だけに対してもね、OKが出な
い。ましてや着工についてはいつになるかのめども立たない。

そういう中で名城公園の南側に目安もつかない、市民に説明もつかないまま。

その保管庫を置き続けることが本当に局はあなた方々はね役人として、それが妥当だと市
民にね、きちんと説明ができるんですか。

佐治所長：確かに中川委員おっしゃられるとおりの目安もつかないまま設置するという
ことにつきましてはやっぱり行政としてよくないことだと認識しておりました。

ただ一方で、追加の保管料が発生する恐れがあるということをお考えますと、その部分は
負担するのがやっぱり市の市民の税金でございまして、そのところで少しでもその負
担して負担を軽減していくということも必要なのかなというふうに考えておりますので、
ご理解いただければと考えております。

中川貴元（自民・東区）：今 725 本あるわけだね。

725 本。ちょっと僕の手持ちの資料でいうと岩手・岐阜・愛知・奈良・高知それぞれ 156
本 148 本 38 本 265 本、118 本ある。これはもう製材をしてしまった。これ全部で 2,323 本
の木がいるんだね。

残りのこれどう 2323-725 っていうのは 14、500？これは、もう切ってしまったの。

それどういう状況ですか。この残りの 14、500 本は。

新井主幹：725 本につきましては先ほど、今おしゃった計算をしとります。それ以外の今
1,600 本弱ですかね。それにつきましては、今現在竹中工務店の方で検査をしているものが
ありますので、その部分については当然伐採をして、その後製材をした状態で確認をうい

ている。ただ、確認の上で合格が出ないようなものがあれば、伐採するものは寒切りとい
いまして冬の期間に切りますので、非常に応じて今年の冬ですね。

切るものも出てくるかと思えますなので今検査中で何本合格が出て、あと残り何本を用意
しなきゃいけないかというのは具体的には今流動的に動いてる、確認してる最中なのでわ
かりませんが、ある程度の本数はもうすでに切つてあるというふうには私の方は聞いてお
ります。

中川貴元（自民・東区）：木材の保管期間というのはですね。保管の期間ね。

これは10年、あるいは仮に20年経っても木材は反ることもなく、変色することもなく、
現状のままでね。全ての725本が機能を果たしうるのでしょうか。

荒井主幹：木材はですね、まず水に、すでに伐採しているもの。

と、山に立ってものということがありまして、まず水に沈めてあるものあるいは陸の倉庫
の中において、それにつきましては水に沈めているのは水を利用する、こっちで伐採する
ものは伐採して倉庫の中におろすということになります。

それ以降ですね荒製材っていうのは通常の仕上げいわゆる完成の寸法より約一寸から二寸
ぐらい大きめに切っておくということで、その状態で保管すると荒製材の段階で検査をし
まして、今回の大天守閣に仕える木かどうかという確認をした上で合格をするというこ
となんですけど。

その荒製材をした段階で状態で保管をするということで、その他の場所というのがやはり
倉庫の中の雨や風、あと湿気をふさぐとかあと直射日光が当たらないところにそういった
環境の中で保管するというございますので、10年20年経っても大丈夫です。

木材の性質としては大丈夫だというふうに聞いておりますし私もそう思っております。

ただ、表面はやはり焼けてきますので、色はやはり変わりますただ、荒製材から最終的
には修正製材っていう行って最後の仕上げ加工というふうに進んでいきますが、荒製材の状
態で色が変わったということでもありますので、それ以降に削りますので、色については問
題ないかというふうに思っています。

中川貴元（自民・東区）：それはもう僕はその論拠がわからないのでね。

あなたの言うことを、それは信じある面信じるしかない。ただそうでない場合ももしか
したらあるのかもしれない。それは今のところ僕はそれをどうのこうのというその論を持
たないからね。そうですかと言うしかない。

ただ、先ほどの追加の保管料を圧縮していくためにね今回その保管庫を作らなきゃいけ
ないんだと。

こういう論にもし立つのであればであればね。初めからその許可のめど、着工のですよ。
着工の許可の目処を立ててから資材そもそも調達すべき。いうことを私どもは言っていた

んではないですか。

従って何が言いたいかというと、まず一つが 1,600 本弱のものについては、名古屋市で我が方で保管をする必要はないのではないかとこの点。

竹中さんなり、その他木材屋さんのところでね保管をしていただければいいのではないかとこの点。

それは皆さんがね、従来我々に説明をしているように、そんなに時間はかからないんだと。

1年2年でねやっていくのであるいは、あるいは2022年の12月をまだ諦めていないのであれば、あればなおのことさら。

今すぐ名古屋市が保管庫を作ってね、そこに保管をする必要はなく、そんなに早くスピーディーにできるのであれば、もとでね保管をしておいていただければいいのではないかとこれが一点目。

それからもう一点、725本について725本がね全てがちょっと例えで言うとね、よく私も余人をもって代えがたいという言葉を使いますが余木を持って代えがたい。

樹木が木がこの725本のうちの全て725なのか。あるいはね。

どうしても余木をもって代えがたいのがその内の何本かわかりませんがそれだけ残してあとの部分については、売却をする。

それはすぐに売却をとということではなくね、ある一定5年なり10年近くそんななるようなときにね売却をしていく。そうすることによって、その保管庫はその早急にはいらない。

文化庁からきちんとした許可が出た段階で、保管庫も作っていただければいいと。

僕は保管庫がだめだと言っていることではなくこういう状況になった以上、今すぐいるのですかと。

1,600本弱はその現場なりで保管をしておいていただければいいだろうし、725本についても、今の方が保管場所でね保管をしておいていただければどうなんだと。

ましてや2022年の12月が目標と言うのであれば、今すぐじゃなくてもいいでしょうと思いますが、どうですか。

新井主幹：まず保管庫につきまして、先ほども説明させていただきましたけど来年の6月に保管期間が切れるということをございまして、それ以降保管場所を確保する。ある意味竹中工務店の保管料がそこから発生するということがございます。

その時までにはですね、実はもともとの工程の中では、その保管期間が切れるそれ以降はですね、順調に復元の許可が得られた前提で進んでいくということで、宮大工さんの宮大工の作業場の方に行く予定だったということで、そのタイミングが今回できてないということがありまして、1月から保管する場所が欲しいと言うことでそれをさかのぼってそれまでの人です。何らかの形で動きがとれればいいんですけど、それが今の段階では、見通しが立っていない、立てられていないということがありまして、そこから遡って1月に保管庫を作るっていうためには鉄骨造の2000平米程度の今回の保管庫なんですけど、さかのぼって

くきますと工程からするというこの 6 月に補正予算を上げなきゃいけないっていうスケジュールになってきておりまして、そういった意味で、いずれその保管庫といいますけど、今回木材加工場保管庫ということで、将来的にも木造復元をするためにどうしても現場の中に必要と建物ということで、技術提案にもありまして、それを今回このタイミングで作ることによってお金の軽減にしたり保管料の追加負担の軽減にもなりたいとしたいというふうに思っております。それともう一つ。

中川貴元（自民・東区）：手短にね

荒井主幹：申し訳ない、すみませんあと売却という話になりますと、一旦検査で支払はしておりますけど、まだそれは出来高払いということでやっておりますので全て名古屋市のもではありませんので、いうことも踏まえまして今この時点でですね先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、木製の調達を止めるあるいは議員お話ありました、売却するということになりますと、今後の事業のすに大きな影響を与えるということが想定されますので、我々としては、それはちょっとできないっていうふうには判断したいと思っております。

中川貴元（自民・東区）：今話を聞いているとね。

どうあなたはあなたでお役所の中でのポジションがあつてその仕事をね、きちんと遂行していかなければならない担当者としての答弁としては大變的を得たご答弁だと思う。

ただそれはあくまでもこれまでの前提条件であつた。首尾よく文化庁からは様々な許可が下りるといふふうにそういう大前提があつた中でのお話を承つたかなあといふふうに思いました。

そこでね、例えばそのツイッターでね千田さん。千田さんのツイッターが出てますね。6月21日のやつを少し読むと、名古屋市は法が求める史跡整備の手順を踏んで、国特別史跡、名古屋城跡の整備をするしか道がないことを認識し、これまでの進め方を市長だけでなく名古屋市の学芸スタッフが猛省すべきと思います。

名古屋城木造天守閣 2022 年末完成は絶望的とそれから翌 6 月 22 日におきましては、名古屋城の石垣や堀、埋蔵文化財を適切に調査し、修理や保全を的確に判断する協議が求められているのを名古屋市は理解しているでしょうか。と。

こう言うツイッターがのっている。

僕はここで学芸員のお名前何でしたっけ。村木さんにお尋ねをしたい。

村木さんは、その他の行政職の人とは違い、学芸員という立場だ。

それは、まあ、大げさなのかもしれないけどやっぱり研究者としての責任と誇りを持って、これまでも仕事に当たられてきた。そういう立場で、なかなか私見は述べずらいかもしれませんが、少しお尋ねをしたいと思えます。

今私が読み上げた千田さんのコメントというのは率直に聞かれて、どういう感想を持たれますか。

村木副所長：はい。名古屋市がこれまで進めてきた計画というのが一部において史跡整備の進め方というこれまで一般的に行われたものと若干異例なところがあるというのは私も承知しておるところでございます。

そういった点を石垣部会の先生方も指摘されているのかというふうに存じますけれども、私どもといたしましても、そういった状況ではあるんですけれども、だからといって石垣の調査でありますとか埋蔵文化財の調査をしなくていいとか、少しで済ませようとかそういったところは基本的には考えておりませんで、私どもといたしましてはそういった条件の中です、できるだけの調査をして石垣の保全というところはしたいというふうに思っておるわけです。

中川貴元（自民・東区）：そうするとね、そういうことを今、学芸員たる村木さん、そうする村本さん？村木さんがおっしゃられた通りねそういうことをきちんと最初にすべきじゃないんですか。

学芸員、研究者としての立場としてはどうのお考えでしょうか。

村木副所長：はい。石垣のあるいは埋蔵文化財の保存と保全といったところについては、私としては当然ベストを尽くしたいというふうに考えておるところでございます。当然名古屋市の職員でもございますので、そういったところの計画とできるだけすり合わせたいというところも同時に思っておるところでございます。

中川貴元（自民・東区）：すり合わせのことまで言ってしまうとね。

本来学芸員たる学芸員の仕事と少しばかり乖離をしてしまう気がするんですね。

行政職の皆さんはすり合わせだとかスケジュール間を考えることがこれは当たり前のことだと思いますが学芸員たる村木さんは、すり合わせのことまで考える必要がまずそもそもあるんですか

村木副所長：私も組織の一員としてそこはできるだけ計画に見合うようにやってまいりたいと考えております。

中川貴元（自民・東区）きょう午前中からね、話をいろいろ聞いていただいてたと思いますが。今までは、今まではいろいろ 21 日の文化庁の結論がなかった。何度も言いますけど。21 日の答えをいただいてもなお、学芸員である村木さんは解体を、解体先行でやることに違和感を覚えませんか。

村木副所長：21日の結果といいますのは、解体先行の可否が示されているものでなくて継続審議ということでございますので、まだ今の時点で、解体先行自体がご許可いただけなかったという認識は私も持っておりませんが、そうはいいまして確認事項として、いくつかご意見もいただいております、そこで示されたものにつきましては、私としては調査が不足といったところにつきましてははできるだけのことにはしたいというふうにおもっております。

中川貴元（自民・東区）：組織の一員としてはそういうことかなと。

なるのかなと思いますはやや残念な思いをいたしました。

あとちょっとこれで最後にしますけれども、解体の申請をしましたね。

これが継続と、継続なんですかこれね。成就しませんでした。ここでね。

もう1回聞きますけど、ここでこの解体の申請を先ほど浅井議員は取り下げではどうだというご意見だったかな。これも一つかもしれない。

で答えがその取り下げるつもりはないということだったので、じゃ第二弾で聞きますけれども、解体の申請を取り下げるのではなく、やっぱりあくまでも初心にかえてスタンダードに解体と木造の着工と両方、相整ってから出すべきだと。

ではないのかと、この段に及んではですよ、初心に帰って解体の申請のみならず、この木造のね天守閣と相調ってから万民が、なるほどよかったたでしょう。

やっただとというふうになってからその申請を出すよそれまでは解体の申請についてはね引き下げるのではなくて、据え置く、据え置く、これも一つの見識かなと。

僕は何度も言いますが市長さんは市長さんの思いでね。

政治家としての思い、それはでも今ここまでにやりたいんだという思いがあってそれは政治家ですから当たり前だとただ、皆さんはこれも何度も言いますが、お役所の方なのでね。少しその政治家の私どもとはスタンスが異なっても、至極当然なのかなと思います。

そういう点で、まあ一遍聞きますけど解体の申請は据え置きながら、万民の人が喜んでいただけるような形で、木造のね天守閣の着工もあわせて申請をするようなスタンダードな初心に帰るそういう見識は持ち合わせていらっしゃるかいらっしゃらないか。

お尋ねをしたいと思います。

佐治所長：ただいま中川委員から大変示唆に飛んだ御意見をいただいたと思っております。元々私どもとしましては、解体と復元は一体のものという形で推進をしてきたところでございます。

ただ今回の解体を申請しております、文化庁の方からですねこの間浅井議員と江上議員の質問に対して、文化庁が確認事項で求めている内容につきましては一部ご紹介をさせていただきますかと思っております。

その中には、全般的事項の中で解体に係る現状変更許可申請に至る経緯であるとか、個別の事項でもその現天守閣を解体する理由や沿革といったことを求められております。だから文化庁の方としましてもやはり解体を申請するということについてはかなり関心を持っているなっことは我々としても感じているところでございます。中川委員、調べた据え置いてと言うとくにつきましては選択肢の一つとしてはあるかなというふうには考えますけど、今現在するまだ可否が出てないということも含めますと、文化庁のする見解を判断を見た上で、そういったことも含めてやっぱり検討すべきではないかと考えています。

浅井正仁（自民・中川区）：今日のいろんな議論を聞いて、1年前とあんまり変わらないな。率直な意見です。今日隣の首長さんが、お昼に記者会見を名古屋城のことを心配されていろいろ言われたそうです。まだそれはね、観光文化交流局さんの方は誰も知らないですよ。そんな中であえて言えばですね。名古屋市さんもうそろそろ本当のことを言ったらどうか。そういう率直な感想を持っておりますと大村知事が言ってますとこれを見るとね。大村知事は木材のことから全て勉強されておるなというのが第一の感想であります、まだコメントを聞いていない。

当局としては何のコメントもしようがないと思いますがそこで知事にね。

この真意はなんだとききました。知事はねこれ以上混乱した状況は良くない。

名古屋市が希望すれば第三者である知事として文化庁、障害者団体、専門的学者等関係者との調整を調整を図ること、その解決について努力する用意がありますと知事がこう言っておられました。でね名古屋の市会議員として何か非常に寂しい気持ちがしましたね。

なんで隣の首長さんが。それを考えたときに、しかしながら名古屋城の天守閣部会、部会にはオブザーバーとしていつも愛知県の教育委員会の文化財保護室の人が見えてますよね。そういったものを受けてやっぱり愛知県はやっぱり名古屋城もこともしっかりと考えているのかな。いよいよ知事も今のほつれたいろんなものを考えるときが来たのかなと言って今日の記者会見をしてくれたのかなと思いますし、いろんなことが考えられますが。

ちょっと資料要求で今日知事さんが喋られたこと、そしてそれに対して名古屋市がなんて思ったのか。関係ないなら関係ないでもいいし何でもいいです。

市長さんのコメントと局長さんのコメントをちょっとそえて、資料要求したいと思いますがよろしくお願いします。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：よろしいですか資料については、

では他にないようであります。

それではこれまでの資料要求について、当局より発言があればお許しいたします。

よろしいですか。それでは資料の提出時期につきましては、総括質疑の日6月26日水曜日ということでご了承願います。

なお、ご請求のございましたらご要求のございました資料の調整につきましては、正副委員長一

任よろしいでしょうか。それではさよう取り扱わせていただきます。

本日の予定は以上であります明日は 10 時 30 分から、上下水道局関係の付議議案に対する質疑を行います。以上でこれにて本日の委員会を散会いたします。

お疲れ様でした。